【令和2年4月1日から施行】

武蔵野市雨水浸透施設及び貯留施設設置技術指針の改正について

☆ 改正理由

公共施設における雨水流出抑制を徹底することと、抑制対策量を<u>「東京都豪雨対策基本</u>方針」に準拠したものとするため、改正を行いました。

☆ 主な改点

① 名称を変更

【新】武蔵野市雨水浸透施設等設置技術指針

【旧】武蔵野市雨水浸透施設及び貯留施設設置技術指針

- ② 民間施設及び公共施設の定義を追記 (第2条)
- ③ 民間施設の対策量の設定区分を敷地面積 1000 ㎡以上又は未満から 500 ㎡以上 又は未満へ変更
- ④ 第3処理区(石神井川流域)の対策量を500 m²/ha(敷地面積1000 m²以上)から600 m²/ha(敷地面積500 m²以上)に変更
- ⑤ 公共施設を細分化(建物、車道、歩道、公園)し、各対策量を設定

☆ 雨水の抑制対策量(新旧対照)

K 1// 2		- I= · ···/ ···		
	処理区	第1処理区	第2処理区	第3処理区
		(神田川・善	(野川流域)	(石神井川流
対象施設		福寺川流域)		域)
公	建物	600	500	600
共	車道	290	290	290
施	歩道	200	200	200
設	公園	600	500	600
民	敷地面積が500平方			300
間	メートル未満のもの			
施	敷地面積が500平方	600	500	600
設	メートル以上のもの			

※対策量の単位表記を変更

【旧】

対象施設	第1処理区	第2処理区	第3処理区
公共施設及び敷地面積が 1,000㎡以上の民間施設	6 m³/100 m²	5 m³/100 m²	
敷地面積が <u>1,000㎡未満</u> の 民間施設		$3 \text{ m}^3 / 100 \text{ m}^2$	